

## 平成26年度京都市食品衛生監視指導計画案についての意見

京都府生活協同組合連合会

理事 坂本 茂

京都市中京区烏丸夷川東南角 せいきょう会館2F 電話：075-251-1551

### 〔1〕食品衛生監視指導計画の策定にかかわる取組みの全体をつうじて

- (1) 食品衛生監視指導計画の策定にあたっては、「その趣旨及び内容その他必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならない」ことが定められ、2003年度からスタートしました。当会からは毎年、意見を提出していますが、京都市におかれては積極的に意見をうけとめて、施策執行に反映していただいております、感謝申し上げます。
- (2) 本市保健所等で配布されている「リーフレット」および食品衛生監視指導計画案は2011年度から改善され、趣旨および概要がたいへんわかりやすくなりました。ホームページの抜本的な拡充の必要性についても、2005年度より当会から毎年指摘をおこなってきましたが、2012年1月に「京・食ねっと」が開設され、食品安全課題だけでなく、食育、ライフステージ別の情報、食と健康、またレシピ掲載など、さまざまな工夫がされており、内容もさらに充実してきていることが認められます。貴課のご努力に敬意を表する次第です。
- (3) 2004年度からその必要性について当会が指摘してきた「自主回収報告制度」にかんしても、2010年に制定された京都市食の安全安心条例中に明記され、該当する事案についての報告が市ホームページ等で公開されるようになってきたことは評価できます。
- (4) こうした取組みをさらにすすめ、京都市の食の安全・安心にかかわる施策と体制の全体および関連がより多くの市民に見えるようにしていただきたいと考えます。

### 〔2〕平成26年度食品衛生監視指導計画において、さらに強化・改善をお願いしたいこと

- (1) 昨年秋、全国のホテル・レストラン等でメニューと異なる食材を提供していたことがあかるとなりました。そのなかには、成型肉にもかかわらず、和牛ステーキと偽っていた事例もあり、重大な健康被害をおこしかねないアレルギー発症リスクをふくむものでした。
  - ①ホテル・レストラン等におけるメニューの「適正表示」の確保について  
前述したように、食品衛生監視指導計画の策定にあたっては、「その趣旨及び内容その他必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならない」ことが定められ、2003年度からスタートしたわけですが、同年8月29日付・厚生労働省告示第301号「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」において、「食品表示行政における連携を確保するため、表示関係行政機関と連携して食品等の表示に係る調査や立入検査を同時に実施する」ことが明記されています。国においては、今回の問題の重要性にかんがみ、景品表示法の改正を次期国会にはかることとしていますが、このなかで都道府県の役割をいっそうつよめていく方向が提起されています。

- (ア) ホテル・レストラン等におけるメニューの「適正表示」の確保にむけての取組みを積極的に推進することを「計画」に明記してください。
- (イ) 具体的には、上記「厚生労働省告示」にもとづき、「表示関係行政機関と連携して食品等の表示に係る調査や立入検査を同時に実施する」ことを「計画」に明記してください。
- (ウ) 食品等の表示に係る調査や立入検査の実施にあたっては、履歴追跡が可能な情報等の確認が必要であり、この点を「計画」に明記してください。
- ② ホテル・レストラン等で提供される食材の「アレルギー物質検査」の実施について
- 「計画（案）」では「飲食店等の店内でのアレルギー物質に関する情報提供の徹底を推奨し、アレルギー物質による健康被害の未然防止に努めます」と記述されていますが、昨年制定された食品表示法の国会議論をつうじてアレルゲン表示の義務化が追加修正されたように、この課題は国民の健康確保上も重要度の高いものです。とりわけ観光客・修学旅行生が多く訪れる本市において、外食・中食におけるアレルゲン表示は率先して推進されるべき課題です。昨年7月に貴課も構成メンバーとなった「食物アレルギーの子 京都おこしやすプロジェクト会議」が府・市協調で設置され、研修会の開催等に取り組んでおられるとうかがっています。本「計画」においても、この課題を重視していく市のスタンスをより明確に打ち出しておく必要があるように思われます。
- (ア) 「飲食店等の店内でのアレルギー物質に関する情報提供の徹底にむけた取組みを抜本的につよめるとともに」と、下線部の修正を検討してください。
- (イ) ついで「調査および抜き取り検査を実施、科学的知見に基づいた指導を行い、アレルギー物質による健康被害の未然防止に努めます」と、下線部を追加することを検討してください。
- (2) 昨年末に、冷凍食品への農薬混入事件が発生しました。回収の対象となった商品数は640万個、消費者センター・保健所等への消費者からの問合せは100万件に達し、厚生労働省のまとめによると全国で2900人ちかくが健康不安を訴えたとのことでした。このような事態をまねいた要因のひとつとして、当該企業における「危機管理体制」の構築が不十分で、未然防止・早期発見・事後対応のすべての段階で弱点があったことが指摘されています。
- ① 本市においては食品関連業者の多くが中小・零細規模のものであるところから、よりいっそうの行政支援がもとめられることはいうまでもありません。
- (ア) 食品衛生の基本だけでなく、すべての食品関連業者に「危機管理体制」の構築についての認識を深めていただくため、行政からの情報提供をつよめるとともに、研修機会をつくることを「計画」に明記してください。
- (イ) 「京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度」の普及・啓発事業においては、HACCP手法から、さらに食品への意図的な異物混入防止策やアレルギー物質管理などをもとめるFSSC22000規格の紹介等も必要になってくるのではないかと思います。
- ② 今回の冷凍食品への農薬混入事件においては、対象となった商品がきわめて多品目で広範囲に流通したこと、あかろみに出たのが年末年始の時期にあたったという特徴もありました。当該企業はもとより行政・流通・メディアなどの総力をあげた対応がもとめられました。このような「重大事故発生時の連絡体制の確保」について、あらためて検討し直しておくことが必要と思われます。
- (ア) 食品安全にかんする「重大事故発生時の連絡体制の確保」について、「計画」に明記してください。
- (イ) 毎年おこなわれている防災訓練を参考に、食品に由来する重大な健康被害の発生を想定した訓練・テスト連絡などの実施を検討してください。

(3) 近年とみに増えてきたのが、いわゆる「健康食品」の広告です。新聞で1ページ全面を使ったもの、折り込みチラシによるもの、またインターネットでの展開など、広告に力を入れる健康食品についての割合も年々高くなってきています。このようななかで、2007年に総務庁東北管区行政評価局は『健康食品』の表示等に関する調査にもとづく「所見」を発表しました。この調査は、消費生活センターに「健康食品」に関する苦情相談が多数寄せられている状況等をふまえ、消費者保護のいっそうの推進をはかる観点から、全国ではじめて実施されたものです。

「所見」は、「新聞広告、新聞折り込みチラシによる探索を実施するものなし」「健康増進法所管課と関係課・消費生活センターとの連携が不十分」などの指摘がおこなっており、「県等・関係団体等と密接な連携を図りつつ実施することが重要」とのべています。こうした指摘は、東北各県にのみ限定されるものではなく、全国的なうけとめが必要なものと思われます。

①パブリック・コメントに付されている本市の「食品衛生監視指導計画案」においては、「その他の監視指導項目」のなかで、「(キ) いわゆる健康食品について適正な表示を徹底するよう指導します」とのべられていますが、商品パッケージに記載されている表示内容だけでなく、「新聞広告、新聞折り込みチラシ、インターネット等の「探索」を実施することを、「計画」に明記してください。

(4) 「京（みやこ）・食の衛生管理認証制度の普及」の課題について

この制度については、当会からもくりかえし要請していますが、府の「信頼食品登録制度」との統合をはかっていただけますよう、お願いいたします。府の制度と市の制度には「視点」のちがいはあるものの、内容面ではあまり大きな違いは見いだせないように思われます。困るのは、食品関連事業者です。市長もことあるたびに「府・市協調」の重要性をのべておられます。「視点がちがう」で終わらせるのではなく、いわゆる「二重行政」の解消をはかる具体化のひとつとして、大同団結の精神をもってぜひ実現をはかってくださるよう、要望いたします。

以上